

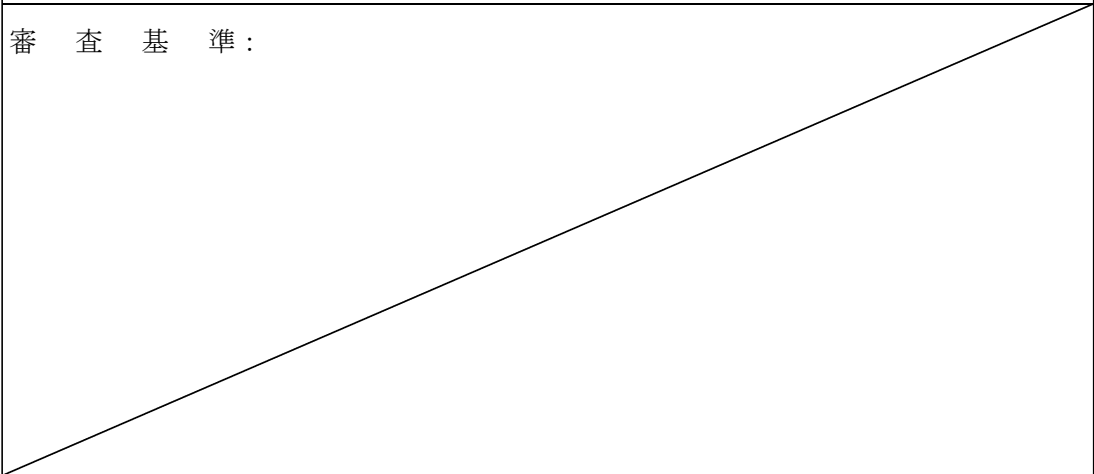
審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日 作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第 3 1 条の 2 3 において準用する第 7 条の 3 第 3 項において準用する第 7 条第 5 項
処 分 の 概 要：法人の分割による許可証の書換え
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め： 規則第 1 条（書換え申請書の提出）、第 8 5 条において準用する第 1 7 条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1 4 日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署（担当窓口 生活安全課）
問 合 せ 先：申請先に同じ
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日 作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第 3 1 条の 2 3 において準用する第 9 条第 1 項
処 分 の 概 要：営業所の構造又は設備の変更の承認
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第 3 1 条の 2 3 において準用する第 3 条第 2 項（公安委員会が付した条件）、第 3 1 条の 2 3 において準用する第 4 条第 2 項第 1 号（構造及び設備の技術上の基準）、第 3 1 条の 2 3 において準用する第 9 条第 2 項（承認の基準） 添付書類府令第 1 7 条において準用する第 1 条第 1 号～第 3 号（変更承認申請書の添付書類） 規則第 1 条（変更承認申請書の提出）、第 7 5 条（特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準）、第 8 7 条（変更の承認の申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署（担当窓口 生活安全課）
問 合 せ 先：申請先に同じ
備 考： 法令の定め解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について」（令和 7 年 5 月 30 日 警察庁生活安全局）第 1 2 の 8、第 1 7 の 1、第 2 4 の 2 及び第 2 7 の 1 を参照すること。

別紙

営業所の構造又は設備の変更の承認については、変更対象の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

申請に係る営業所の実態調査を行った日から１０日とする。

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日 作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第 3 1 条の 2 3 において準用する第 9 条第 4 項
処 分 の 概 要：許可証の書換え
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第 3 1 条の 2 3 において準用する第 5 条第 1 項（許可の申請）、第 3 1 条の 2 3 において準用する第 9 条第 3 項第 1 号（許可証の記載事項の変更の届出）、第 3 1 条の 2 3 において準用する第 9 条第 4 項（許可証の書換え） 規則第 1 条（書換え申請書の提出）、第 9 0 条において準用する第 1 7 条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1 4 日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署（担当窓口 生活安全課）
問 合 せ 先：申請先に同じ
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日 作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第 3 1 条の 2 3 において準用する第 1 0 条の 2 第 1 項
処 分 の 概 要：特例特定遊興飲食店営業者の認定
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第 3 1 条の 2 3 において準用する第 1 0 条の 2 第 2 項（認定申請の手続） 添付書類府令第 2 1 条において準用する第 5 条（特例特定遊興飲食店営業者の認定申請書の添付書類） 規則第 9 2 条において準用する第 2 4 条（特定遊興飲食店営業者の認定の基準）、第 9 3 条（特例特定遊興飲食店営業者の認定申請の手続）
審 査 基 準： 法第 3 1 条の 2 3 において準用する第 1 0 条の 2 第 1 項第 2 号 「受けるべき事由が現に」ある場合とは、いまだ処分をするには至っていないものの、処分をするに足りる事由を当該公安委員会が認知していることをいい、例えば、処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前又はその途中で認定の申請がなされた場合等が当たる。
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署（担当窓口 生活安全課）
問 合 せ 先：申請先に同じ
備 考： 法令の定め of 解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について」（令和 7 年 5 月 30 日 警察庁生活安全局）第 1 6 及び第 2 6 を参照すること。

別紙

特例特定遊興飲食店営業者の認定については、認定対象の営業所の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。

ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

申請に係る営業所の実態調査を行った日から30日とする。

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日 作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第 3 1 条の 2 3 において準用する第 1 0 条の 2 第 5 項
処 分 の 概 要：認定証の再交付
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め： 規則第 1 条（認定証再交付申請書の提出）、第 9 4 条第 3 項において準用する第 1 2 条（認定証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1 4 日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署（担当窓口 生活安全課）
問 合 せ 先：申請先に同じ
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日 作成

法 令 名：風営適正化法施行規則
根 拠 条 項：第 4 5 条
処 分 の 概 要：店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1 4 日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署（担当窓口 生活安全課）
問 合 せ 先：申請先に同じ
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日 作成

法 令 名：風営適正化法施行規則
根 拠 条 項：第 5 5 条第 2 項において準用する第 4 5 条
処 分 の 概 要：無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1 4 日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署（担当窓口 生活安全課）
問 合 せ 先：申請先に同じ
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日 作成

法 令 名：風営適正化法施行規則
根 拠 条 項：第 6 1 条第 2 項において準用する第 4 5 条
処 分 の 概 要：映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1 4 日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署（担当窓口 生活安全課）
問 合 せ 先：申請先に同じ
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日 作成

法 令 名：風営適正化法施行規則
根 拠 条 項：第 6 6 条第 2 項において準用する第 4 5 条
処 分 の 概 要：店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1 4 日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署（担当窓口 生活安全課）
問 合 せ 先：申請先に同じ
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日 作成

法 令 名：風営適正化法施行規則
根 拠 条 項：第 7 2 条第 2 項において準用する第 4 5 条
処 分 の 概 要：無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1 4 日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署（担当窓口 生活安全課）
問 合 せ 先：申請先に同じ
備 考：